

第百号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第三十六条第一号中「卒業した者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十条第二項第一号及び第五十六条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第五十条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第五十六条第一項第四号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同項第五号中「の学部で」を「において」に改め、同項第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第八十一条第三項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第九十条第一項第三号中「卒業した者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第四号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第十五号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。